| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ロ　指定企業の調査事業所であること。 | | | | |
| ［削る］ | | | | |
| ［削る］ | | | | |
| 備考　［略］ | | | | |

２　乙調査は、国の調査事業所にあっては総務大臣及び経済産業大臣が、都道府県の調査事業所にあっては都道府県知事が、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の調査事業所にあっては市町村長が、特別地方公共団体（特別区を除く。以下同じ。）の調査事業所にあっては都道府県知事又は市町村長がそれぞれ調査票を調査事業所ごとに送付し、及び回収することにより行う。

［削る］

３　第一項の規定により行う甲調査は、実施年の五月一日から七月三十一日までの間において、前項の規定により行う乙調査は、実施年の五月一日から九月三十日までの間においてそれぞれ行う。

４　［略］

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ロ　次に掲げる全ての要件に該当するもの<br>(1)　本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。<br>(2)　指定企業の調査事業所でないこと。<br>ハ　次に掲げる全ての要件に該当するもの<br>(1)　本所となる調査事業所であるか又は支所となる調査事業所であるかの別が不明であるものとして調査用名簿に記載されていること。<br>(2)　指定企業の調査事業所でないこと。<br>ニ　次に掲げる全ての要件に該当するもの<br>(1)　本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。<br>(2)　指定企業の調査事業所であること。 | | | | |
| 備考　［同上］ | | | | |

［新設］

２　前項の規定により行う経済センサス活動調査は、実施年の五月二十日から七月三十一日までの間において行う。

［新設］

３　［同上］